

2014/15 年度 KFAW 客員研究員 募集要項

公益財団法人 アジア女性交流・研究フォーラム(KFAW)は、以下の要領で平成 26/27 年度(2014 年 7 月から 2015 年 12 月)KFAW 客員研究員(個人またはグループ)を募集する。

客員研究員制度とは

調査・研究の強化、充実のため、平成 9 年度に設置し、平成 15 年度からは公募制とした。これまでジェンダーの視点から、健康、労働、エンパワーメントなどをテーマとし、28 組の客員研究員が研究を行ってきた。平成 26 年度における研究は、平成 25 年 12 月に策定した第 3 次北九州市男女共同参画基本計画(下記 URL 参照)を踏まえたテーマで研究を行うこととする。

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000163088.pdf>

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000163089.pdf>

募集内容

1. 募集人数 2 名(組)(予定)

2. 委託期間 2014 年 7 月 ~ 2015 年 12 月

3. 研究分野 高齢社会の進展に伴う女性の就業上の課題、女性に対するあらゆる形態の暴力の根絶など、あらゆる分野の課題について、日本を含むアジアに関してジェンダーの視点から調査研究するもの

4. 応募資格
 - (1) 個人またはグループとする。
 - (2) 個人およびグループの代表者は、大学または研究機関の常勤または非常勤の研究者を原則とする。
 - (3) 研究グループのメンバーには、大学院生および大学、研究機関などの非常勤研究者や在外研究者を含んでもよい。ただし、グループの代表者は成果の取りまとめ、および KFAW との連絡の窓口としての役割を果たす。その他の研究者については役割分担を明確にする。
 - (4) 応募した研究内容について十分な知識と経験を有する。
 - (5) 他の機関などから類似のテーマで、研究費などを支給されていない。
 - (6) 当該調査研究および報告に関するコミュニケーションに必要な日本語能力を有する。
 - (7) 調査研究を提案した内容に基づき、委託期間内に完全に遂行できる。
 - (8) これまで KFAW 客員研究員研究を受託した人は、対象外とする。

5. その他の条件および注意事項

- (1) グループによる調査研究、特に海外の研究者との連携による調査研究を奨励する。
- (2) 北九州市を中心とした周辺地域の在住、在勤者による応募を奨励する。

6. 応募方法

下記の書類を、郵送あるいは直接持参のこと。 **2014年5月30日(金)17時必着**

- (1) 応募書式1通(ホームページからダウンロード可能)
- (2) 研究テーマに関連する最近の業績1篇

提出書類送付先

803-0814 北九州市小倉北区大手町11番4号 北九州市大手町ビル3階

(公財)アジア女性交流・研究フォーラム 調査・研究ライン

Tel (093) 583-3434, Fax (093) 583-5195

E-mail research@kfaw.or.jp

(備考) 提出書類は返却しない。

7. 選考方法

応募書類に基づいて、KFAW内で審査し、2014年6月末までに結果を通知する。

責務、研究費、その他

1. 客員研究員の責務

- (1) 客員研究員会議に出席し、報告する。
- (2) 研究報告を、KFAWが刊行する『アジア女性研究』に寄稿する。
- (3) 研究報告書を所定の様式にて提出する。
- (4) KFAWが開催する市民への報告会で研究成果を発表する。
- (5) 会計報告を行う。
- (6) その他、KFAWの事業に協力する。例えば、
 - ・KFAWのホームページへの記事の掲載
 - ・KFAWの出版物(*Asian Breeze*など)への寄稿
 - ・KFAWの事業で講演(謝礼などは別途支払い)
 - ・KFAW主催事業への参加および周知
 - ・KFAWアジア研究者ネットワークへの参加
 - ・専門分野に関する相談

2. 調査研究委託契約書

- (1) 研究計画および予算計画を提出する。
- (2) 調査研究委託契約を締結する。

3. 研究費

- (1) 研究費の支出は、1件当たり70万円(予算はKFAW理事会の議決により確定するものであり、募集時に金額を確約するものではない)を上限とする。
- (2) 研究費は、原則として第1年度に予定額の4分の3を限度とした額、第2年度に残額を支出する。第1年度および第2年度契約期間終了時に精算残額があれば、返還を求める。
- (3) 研究費の経理処理手続きはKFAWの経理手続きに従い、第1年度収支報告書(2014年7月から2015年3月末までの実績)を2015年3月末日までに、第2年度収支報告書(2015年4月から12月末までの実績)を2016年1月10日までに提出する。
- (4) KFAWの研究として委託後、他の機関などの研究費で実質的に同じ研究が行われていることが判明した場合、委託を取り消し、既支出額の返還を求める。

4. 報告書

- (1) 報告書は日本語で70ページ程度(本文50,000字程度)とし、2015年8月末に原稿を提出し、KFAWの承認を得た後、最終原稿を2015年10月末日までに提出する。
- (2) 著作権は、(公財)アジア女性交流・研究フォーラムに帰属する。
- (3) 報告書は客員研究員と書店との合意がある場合、出版できるものとし、報告書の研究がKFAWの客員研究員研究によって行われたものであることを分かりやすい場所に明記する。なお、書店との交渉は客員研究員によるものとする。
- (4) 将来、当該研究の成果が他の刊行物などに含まれる場合においても、該当部分がKFAWの客員研究員研究によるものであることを明記する。

5. その他注意事項

- (1) 客員研究員が受託した研究を行うに当たり、被った損害に関しKFAWは責任を負わない。
- (2) 客員研究員は、委託契約事項の遂行が不可能になったとき、あるいはその他委託契約事項を遂行するものとしてふさわしくないと認められたとき、委託を取り消すことがある。
- (3) KFAWは、客員研究員への応募、契約後の研究に関する個人情報については、本人に了解を得ずに目的以外の利用や他機関への提供などは行わない。